

県政ティーミーティングに寄せられたご意見への対応状況について

(令和5年12月11日開催)

1 開催概要

- ・開催日 令和5年12月11日(月) 11:00~12:00
- ・会場 県庁3階 特別会議室
- ・参加グループ 信州サウナ同盟
- ・懇談内容 サウナでトトノイ、信州から Well-Being を発信

2 参加者のご意見の概要とご意見に対する対応状況

(1) 公衆浴場法の解釈について

(ご意見の概要)

- ・現在、サウナはどんな種類でもひと括りでサウナと解釈されているため、アウトドアサウナも公衆浴場法が適用される。しかしながら、アウトドアサウナは身体の清潔を保つことが目的ではなく、公衆浴場法で定義する「公衆浴場」(公衆を入浴させる施設)とは違うものと解釈できないのか。

(知事の発言)

- ・公衆浴場法の解釈を変えることは全面的に賛成。長野県から率先して規制改革を検討したい。想定されていない事象が出てきた時に、昔のルールで規制すること自体が問題。昔はアウトドアサウナという概念はなかったなので、県がこれから新しく作ればよい。
- ・何が課題で、国に言うべきことと県でやれることをきちんと整理して変えていきたい。

(ご意見等に対する対応状況)

- ・以下の対応に向けて、提案団体との意見交換や市町村からの意見聴取を行いながら、実現策の検討を行う。令和5年度中に対応方針を固める予定。

①県条例の規制緩和

アウトドアサウナを行う際に障壁となっている実態に合わない規制の確認とその対応

②国への要望

アウトドアサウナを公衆浴場法の対象としないことについて整理し、国に要望

[担当：食品・生活衛生課]

(2) 観光振興について

(ご意見の概要)

- ・アウトドアサウナは通常のサウナ(公衆浴場)とは違うコンテンツである、という解釈ができれば、アウトドアサウナによる地域振興・観光振興など発展的な成長も見込まれる。この1つの解釈だけで、信州の大自然にアウトドアサウナがもたらす無限の可能性が見出せる。

(知事の発言)

- ・観光部でアウトドアサウナを促進する関係課連絡会議みたいなものを作るなど、まず庁内で考えたい。

(ご意見等に対する対応状況)

- ・若年層を中心に旅の目的となり得るアウトドアサウナは、信州の雄大な自然の中で実施ができ、主要な観光コンテンツの一つであると認識している。
- ・いただいた意見を踏まえ、庁内関係部局と連携し、アウトドアサウナをコンテンツとした地域・観光振興に寄与するための事業展開を検討してまいりたい。

[担当：観光誘客課]

(ご意見の概要)

- ・アウトドアサウナだけでなく、もっと大きな括りの「アウトドア信州」として「ウェルネスアクティビティ」という新たなカテゴリーを新たに位置付けてはどうか。アウトドアサウナはその一部として、SUPやヨガ、地産地消の食事などと一緒に発信していくことで、信州の魅力が非常に高まる。

(知事の発言)

- ・長野県を是非アウトドア県にしたいと思っているし、他県にも負けてはいられない。「ウェルネスアウトドアアクティビティ県」として、皆様にも相談させていただきたい。

(ご意見等に対する対応状況)

- ・県の観光キャンペーン「Go Nature. Go Nagano.」において、長野県の多彩な「アウトドアカルチャー」をテーマとしたプロモーションを実施する中でアウトドアサウナの発信等の取組を進めてまいりたい。

[担当：観光誘客課]

(3) 公共空間の活用について

(ご意見の概要)

- ・県と協働で一緒に我々も何かできないかと考えている。例えば、河川敷などの屋外の公共ゾーンで守らなければならない一定のルールやマナーなども、私たち民の団体から発信することで、よいサウナ文化も広がる。正しいアウトドアサウナを普及させることで、長野県がアウトドアサウナのトップランナーになることを一緒に目指したい。

(ご意見等に対する対応状況)

- ・可動式のテントサウナの設置は自由使用の範疇であり、マナーや地域のルール等を守った適切・安全な河川敷の利用をお願いしたい。
- ・一時的に広範囲にわたり河川敷を占有する場合は、河川敷地の一時使用届を河川管理者に提出をお願いしたい。
- ・自由使用の範疇を超え、長期間の占有や可動式以外の堅固な工作物を設置する場合には、河川法上の規制の対象となる場合があるので、事前に河川管理者まで相談をお願いしたい。

[担当：河川課]

(4) 県産品の利用促進について

(ご意見の概要)

- ・白樺の枝で作るヴィヒタは国産が少なく大体は輸入品で高額なもの。長野県の場合、白樺の林が県有林等にあるものが多く自由に扱うことができないところが非常にネックになっている。サウナストーンも輸入に頼っているが、県内にもそれと似た性質の石があり、安価で手に入る。県内にはサウナに欠かせない良質の財や製造業もたくさんあってオール長野県でサウナを作りたいが、なかなか進まない。

(ご意見等に対する対応状況)

- ・県有林内の林産物については、売り払いの制度がある。売り払いの希望があった場合は、当制度を活用し資源の有効活用を進めてまいりたい。
- ・県有林以外についても各地域に配置している林業普及指導員と市町村が連携して情報収集を行い、地域資源を活用した産業振興が進むよう指導助言を行ってまいりたい。

[担当：信州の木活用課
森林づくり推進課]

(問合せ先)

担 当 企画振興部広報・共創推進課
対話・共創推進係 柄澤、丹羽
電 話 026-235-7190
E-mail kyoso@pref.nagano.lg.jp